

入札参加資格登録をされている皆様へ

令和7年5月1日

大 阪 府

各種規程の改正について

大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号）の改正に伴い、契約局が定める各種規程を下記のとおり改正しましたので、お知らせいたします。

記

1 改正した規程

別表のとおり

2 主な改正内容

大阪府財務規則に定める「随意契約の限度額」等の改正（別添のとおり）に伴い、入札に付する案件及び契約に係る検査の対象金額等を変更しました。

3 施行時期

令和7年5月1日

お問い合わせ先
総務部 契約局 総務委託物品課
企画・システムグループ
電話 06-6941-0351
内線 5332

【改正した規程】

No.	規 程 名
1	大阪府総務部契約局競争入札審査会設置要綱
2	大阪府入札監視等委員会運営要綱
3	大阪府委託役務関係一般競争入札実施要綱（電子）
4	大阪府委託役務関係一般競争入札実施要綱（紙）
5	大阪府随意契約見積心得
6	工事請負代金の債権譲渡承諾に関する事務取扱要領
7	大阪府総務部契約局建設工事検査要領
8	大阪府総務部契約局建設工事成績評定要領・様式集
9	大阪府総務部契約局測量・建設コンサルタント等業務検査要領
1 0	大阪府総務部契約局測量・建設コンサルタント等業務成績評定要領
1 1	産業廃棄物の処理に関する特記仕様書（予定価格 400 万円以下の工事）

◆大阪府財務規則

改 正 後	改 正 前								
(随意契約の限度額) 第 61 条の 2 令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号の規則で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 工事又は製造の請負 <u>400 万円</u> (2) 財産の買入れ <u>300 万円</u> (3) 物件の借入れ <u>150 万円</u> (4) 財産の売払い <u>100 万円</u> (5) 物件の貸付け <u>50 万円</u> (6) 前各号に掲げるものの以外のもの <u>200 万円</u>	(随意契約の限度額) 第 61 条の 2 令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号の規則で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 工事又は製造の請負 <u>250 万円</u> (2) 財産の買入れ <u>160 万円</u> (3) 物件の借入れ <u>80 万円</u> (4) 財産の売払い <u>50 万円</u> (5) 物件の貸付け <u>30 万円</u> (6) 前各号に掲げるものの以外のもの <u>100 万円</u>								
(契約書の省略) 第 65 条 契約担当者は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、契約書の作成を省略することができる。 (1) 一般競争入札、指名競争入札又は随意契約の方法により、契約金額が <u>250 万円</u> を超えない契約を締結しようとするとき。 (2)～(4) (略)	(契約書の省略) 第 65 条 契約担当者は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、契約書の作成を省略することができる。 (1) 一般競争入札、指名競争入札又は随意契約の方法により、契約金額が <u>150 万円</u> を超えない契約を締結しようとするとき。 (2)～(4) (略)								
(検査) 第 69 条 契約局長は、法第 234 条の 2 第 1 項の規定に基づく検査（以下この条において「検査」という。）であって次に掲げるものを、その所属職員以外の職員に行わせることができる。 (1) 第 53 条の 3 に規定する知事が別に定める契約及び第 78 条第 2 項に規定する物品の購入に係る契約に係る検査 (2) 次に掲げる契約に係る検査（前号に掲げる検査を除く。） イ 建設工事の請負に係る契約のうち契約金額が <u>400 万円</u> を超えるもの ロ 測量・建設コンサルタント等の委託に係る契約のうち契約金額が <u>200 万円</u> を超えるもの 2・3 (略) 4 契約局長若しくは契約担当者又はこれらの者が指定する職員は、法第 234 条の 2 第 1 項の規定に基づき検査をしたときは、直ちに検査調書（様式第 36 号）を作成しなければならない。ただし、当該検査に係る契約の契約代金が <u>250 万円以下</u> であるとき又は当該契約が知事が別に定めるものに該当するときは、納品書、工事の完了届書、請求書等に当該検査を行った旨を記載の上記名し、又は知事が別に定める方法により当該契約担当者若しくはその指定する職員が検査したことを示すことによってこれに代えることができる。 5 (略)	(検査) 第 69 条 契約局長は、法第 234 条の 2 第 1 項の規定に基づく検査（以下この条において「検査」という。）であって次に掲げるものを、その所属職員以外の職員に行わせることができる。 (1) 第 53 条の 3 に規定する知事が別に定める契約及び第 78 条第 2 項に規定する物品の購入に係る契約に係る検査 (2) 次に掲げる契約に係る検査（前号に掲げる検査を除く。） イ 建設工事の請負に係る契約のうち契約金額が <u>250 万円</u> を超えるもの ロ 測量・建設コンサルタント等の委託に係る契約のうち契約金額が <u>100 万円</u> を超えるもの 2・3 (略) 4 契約局長若しくは契約担当者又はこれらの者が指定する職員は、法第 234 条の 2 第 1 項の規定に基づき検査をしたときは、直ちに検査調書（様式第 36 号）を作成しなければならない。ただし、当該検査に係る契約の契約代金が <u>150 万円以下</u> であるとき又は当該契約が知事が別に定めるものに該当するときは、納品書、工事の完了届書、請求書等に当該検査を行った旨を記載の上記名し、又は知事が別に定める方法により当該契約担当者若しくはその指定する職員が検査したことを示すことによってこれに代えることができる。 5 (略)								
別表第 1（第 3 条関係） <table border="1"> <thead> <tr> <th>委任を受ける者</th><th>委任事項</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>契約局長</td><td> 一 第 53 条の 3 に規定する知事が別に定める契約及び第 78 条第 2 項に規定する物品の購入に係る契約を締結すること（契約の履行に係る監督を除く。）。 二 次に掲げる契約に係る検査をすること（前号に掲げるものを除く。）。 イ 建設工事の請負に係る契約のうち契約金額が <u>400 万円</u> を超えるもの ロ 測量・建設コンサルタント等の委託に係る契約のうち契約金額が <u>200 万円</u> を超えるもの </td></tr> </tbody> </table>	委任を受ける者	委任事項	契約局長	一 第 53 条の 3 に規定する知事が別に定める契約及び第 78 条第 2 項に規定する物品の購入に係る契約を締結すること（契約の履行に係る監督を除く。）。 二 次に掲げる契約に係る検査をすること（前号に掲げるものを除く。）。 イ 建設工事の請負に係る契約のうち契約金額が <u>400 万円</u> を超えるもの ロ 測量・建設コンサルタント等の委託に係る契約のうち契約金額が <u>200 万円</u> を超えるもの	別表第 1（第 3 条関係） <table border="1"> <thead> <tr> <th>委任を受ける者</th><th>委任事項</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>契約局長</td><td> 一 第 53 条の 3 に規定する知事が別に定める契約及び第 78 条第 2 項に規定する物品の購入に係る契約を締結すること（契約の履行に係る監督を除く。）。 二 次に掲げる契約に係る検査をすること（前号に掲げるものを除く。）。 イ 建設工事の請負に係る契約のうち契約金額が <u>250 万円</u> を超えるもの ロ 測量・建設コンサルタント等の委託に係る契約のうち契約金額が <u>100 万円</u> を超えるもの </td></tr> </tbody> </table>	委任を受ける者	委任事項	契約局長	一 第 53 条の 3 に規定する知事が別に定める契約及び第 78 条第 2 項に規定する物品の購入に係る契約を締結すること（契約の履行に係る監督を除く。）。 二 次に掲げる契約に係る検査をすること（前号に掲げるものを除く。）。 イ 建設工事の請負に係る契約のうち契約金額が <u>250 万円</u> を超えるもの ロ 測量・建設コンサルタント等の委託に係る契約のうち契約金額が <u>100 万円</u> を超えるもの
委任を受ける者	委任事項								
契約局長	一 第 53 条の 3 に規定する知事が別に定める契約及び第 78 条第 2 項に規定する物品の購入に係る契約を締結すること（契約の履行に係る監督を除く。）。 二 次に掲げる契約に係る検査をすること（前号に掲げるものを除く。）。 イ 建設工事の請負に係る契約のうち契約金額が <u>400 万円</u> を超えるもの ロ 測量・建設コンサルタント等の委託に係る契約のうち契約金額が <u>200 万円</u> を超えるもの								
委任を受ける者	委任事項								
契約局長	一 第 53 条の 3 に規定する知事が別に定める契約及び第 78 条第 2 項に規定する物品の購入に係る契約を締結すること（契約の履行に係る監督を除く。）。 二 次に掲げる契約に係る検査をすること（前号に掲げるものを除く。）。 イ 建設工事の請負に係る契約のうち契約金額が <u>250 万円</u> を超えるもの ロ 測量・建設コンサルタント等の委託に係る契約のうち契約金額が <u>100 万円</u> を超えるもの								